**病床機能再編支援交付金の交付について**

**１　概要**

地域医療構想の実現を推進することを目的として、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床の病床稼働率に応じ、交付金を交付する。

（令和２年度より全額国庫事業として実施。令和３年度からは地域医療介護総合確保基金事業。）

**２　交付要件等**

［交付対象］　県内医療機関

平成30年度病床機能報告において、2018（平成30）年７月１日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象３区分」という。）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した場合。

［要件］　次の全てを満たすこと。

①　病床機能再編計画について、**各構想区域の地域医療構想推進委員会の議論の内容及び愛知県医療審議会の意見を踏まえ、愛知県知事が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。**

②　病床機能再編後の対象３区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象３区分として報告された稼働病床数の合計の90％以下であること

※　地域医療構想の実現を目的としたものではない病床機能再編（経営困難等を踏まえた自己破産による廃院）は交付の対象とはならない。

［算定方法］

①　平成30年度病床機能報告において、対象３区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象３区分の許可病床数に対象３区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、対象３区分の病床稼働率に応じ、減少する病床１床あたり下記の表の額を支給する。

なお、病床稼働率については、平成30年度病床機能報告の数値を用いて算出するものとする。

また、平成30年度病床機能報告から令和２年４月１日までに病床機能再編や休棟等により稼働病床数の変更があった医療機関については、平成30年度病床機能報告時の対象３区分の稼働病床数又は令和２年４月１日時点の対象３区分の稼働病床数のいずれか少ないほうを基準とする。



②　一日平均実働病床数以下まで減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については、１床あたり、2,280千円を交付する。

資料３

③　上記①及び②の算定にあたっては、回復期機能への転換病床数及び介護医療院への転換病床数、過去に本事業の支給対象となった病床数、同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合にその融通した病床数を除く。

**３　活用意向調査**

令和4年5月10日付けで、一般又は療養病床を有する県内の全医療機関宛てに、当交付金の活用意向を照会。

　　［ 概要 ］

　　　調査対象：一般又は療養病床を有する県内の全医療機関

　　　照会期間：令和4年5月10日から6月1日まで

［ 活用意向があった医療機関 ］

　・東栄町国民健康保険東栄診療所（東栄医療センター）

　　 19床→　0床（△19床）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 医療機関名 | 減少  病床数 | うち  補助対象 | 病床  稼働率 | 単価 | 交付額 |
| 東栄町国民健康保険  東栄診療所（東栄医療センター） | 19床 | 12床 | 34.9% | 2,280千円 | 27,360千円 |